

## R7 城山公園遊具設置業務委託仕様書

### 1 業務内容

- (1) 既存遊具の撤去及び廃棄
- (2) 新しい遊具の調達・搬入・設置
- (3) 撤去・新設に伴う整地等
- (4) 構造図、構造計算書、竣工図の作成

### 2 設置場所 霧島市 国分上小川 地内

### 3 遊具の新設に関する条件

- ・ 撤去する遊具は、象のすべり台 1 基、3 連ぶらんこ 1 基、4 連ぶらんこ 2 基、スプリング遊具 4 基、ムービング遊具 1 基とする。
- ・ 新設する遊具は、幼児用コンビネーション遊具 1 基、幼児用ぶらんこ 1 基、児童用ぶらんこ 1 基、ムービング遊具 5 基とする。遊具の規模は既存のものと同等でなくともよい。
- ・ 撤去する遊具は、象のすべり台 1 基、3 連ぶらんこ 1 基、4 連ぶらんこ 2 基、スプリング遊具 4 基、ムービング遊具 1 基とする。
- ・ 遊具の対象年齢は、概ね 3 歳から 12 歳までとし、幼児向けと児童向けをバランス良く配置すること。
- ・ 子どもたちの好奇心を刺激し、楽しく遊べるような魅力あるものとする。
- ・ 周辺の景観に対し、遊具の見え方を配慮すること。
- ・ 遊具にはゴムチップ、セーフティマット等必要な安全施設を設置すること。
- ・ 遊具の材質は、耐久性に優れ、維持管理が容易な構造であること。また、交換部品の調達が容易であること。
- ・ 新設する遊具は、(一社) 日本公園施設業協会賠償責任保険制度による「公園施設賠償保険制度」に加入し、完成時に「賠償責任保険加入証」を提出すること。
- ・ 遊具の対象年齢及び注意事項を記載したセーフティサインを配置すること。
- ・ 新設する遊具は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第 3 版）（令和 6 年 6 月国土交通省）」及び「遊具の安全に関する基準（JPFA-SP-S : 2014）」（一般社団法人 日本公園施設協議会）に準拠していること。

### 4 業務期間 契約日から令和 8 年 3 月 13 日（金）まで

### 5 費用 12,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

### 6 地域経済への貢献

下請業者等については、可能な限り霧島市内業者を選定すること。

## 7 機密の保持及び個人情報の保護

- (1) 受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (2) 本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、「霧島市個人情報保護条例」を遵守すること。

## 8 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、関係法令を厳守し、安全管理を十分に行い、城山公園内の利用者の安全を第一とすること。
- (2) 事業の実施にあたっては、着手前に施工計画書、構造図、構造計算書を霧島市へ提出すること。
- (3) 現場から発生する建設副産物等については、関係法令に基づき適正に処分すること。
- (4) 業務の実施に際して疑義が生じた場合は、速やかに霧島市と協議し、指示に従うこと。
- (5) 契約後、本仕様の内容を変更する必要が生じた場合は、速やかに霧島市と協議のうえ、了承を得ること。
- (6) 遊具設置場所は、埋蔵文化財包蔵地に該当するため、遊具設置の事前準備として本委託業務に係る平面図、構造図等の提供、掘削箇所（基礎）の位置だしや、掘削時における発掘調査への協力をすること。